

神奈川県地域福祉支援計画評価・推進等委員会設置要領

1 設置

神奈川県地域福祉支援計画の進行管理、評価及び推進のため、神奈川県地域福祉支援計画評価・推進等委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

2 所掌事務

- （１） 神奈川県地域福祉支援計画の進行管理及び評価に関すること。
- （２） 神奈川県地域福祉支援計画の改定等推進に関すること。
- （３） その他、神奈川県地域福祉支援計画に関すること。

3 組織及び構成員

- （１） 委員会の構成員は、学識経験者、ＮＰＯ等関係者、県民、市町村職員等により 15 名以内で構成し、座長は互選により選出します。
- （２） 座長が必要と認めるときは、構成員以外の者を委員会に出席させることができるものとします。

4 任期

- （１） 委員の任期は、２年間とし、再任を妨げないものとします。
- （２） 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とします。

5 会議の招集

委員会は、座長が招集します。

6 事務局

委員会の庶務は、地域福祉課が担います。

7 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行します。

附 則

この要領は、平成 20 年 7 月 25 日から施行します。

附 則

- 1 この要領は、平成 22 年 10 月 19 日から施行します。

- 2 この要領の施行後、最初の委員の任期は、平成 24 年 9 月 30 日までとします。

附 則

この要領は、平成 25 年 11 月 26 日から施行します。

附 則

この要領は、平成 26 年 8 月 25 日から施行します。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行します。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行します。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 27 日から施行します。